



第13回 定時株主総会 招集ご通知

Your Exchange of Choice

日時

平成26年6月17日(火曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

場所

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル3階
ロイヤルホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」を
ご参照ください。)

議案

取締役14名選任の件

株式会社 日本取引所グループ

証券コード: 8697

株主の皆様へ



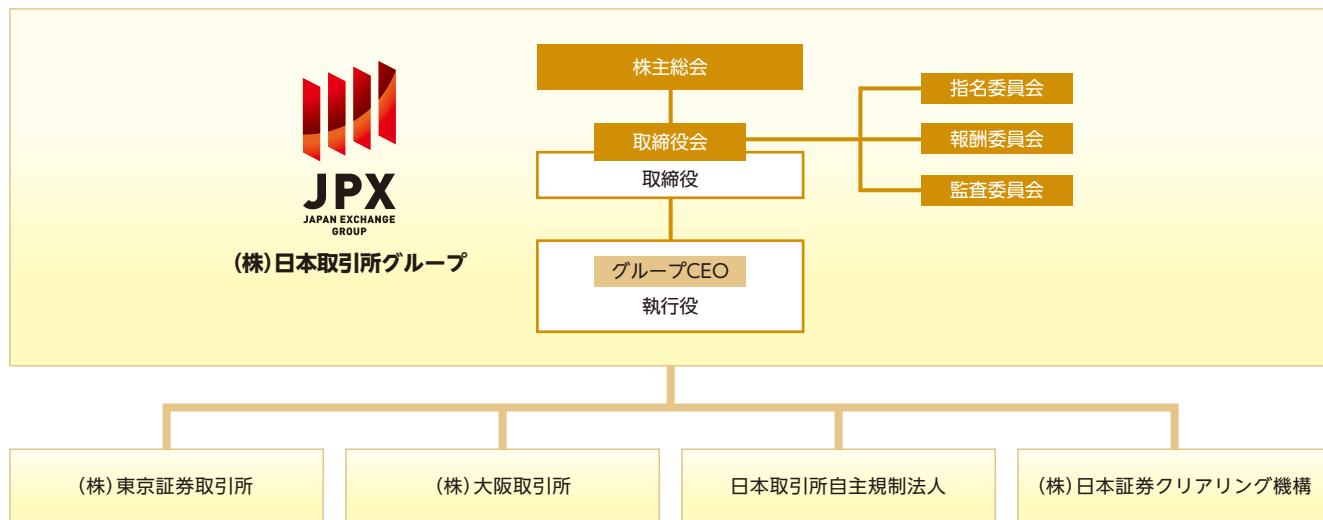
平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
ここに、第13回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

株主総会の議案及び平成25年度の事業の概要につき
ご説明申し上げますので、ご覧くださいますようお願い
申し上げます。

平成26年 5月

取締役 兼 代表執行役グループCEO

春 藤 博



■ 企業理念

私達は、公共性及び信頼性の確保、利便性、効率性及び透明性の高い市場基盤の構築並びに創造的かつ魅力的なサービスの提供により、市場の持続的な発展を図り、豊かな社会の実現に貢献します。私達は、これらを通じて、投資者を始めとする市場利用者の支持及び信頼の増大が図られ、その結果として、利益がもたらされるものと考えます。

■ 将来ビジョン

Your Exchange of Choice

創造性豊かで、公共性・信頼性のある質の高いサービスを提供するアジア地域で最も選ばれる取引所

信条

(4つの“C”)



目次

第13回定時株主総会招集ご通知 3

議決権行使のご案内 5

株主総会参考書類 7

議案 取締役14名選任の件 7

提 供 書 面

事業報告 16

企業集団の現況に関する事項 16

株式に関する事項 29

新株予約権等に関する事項 29

会社役員に関する事項 30

会計監査人に関する事項 33

業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項 34

計算書類 38

連結計算書類 38

計算書類 50

監査報告書 56

証券コード：8697
平成26年5月27日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋兜町2番1号

株式会社 日本取引所グループ

取締役兼代表執行役グループCEO 齊藤 惇

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否を表示してご返送になるか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし、電磁的方法により行使することができますので、いずれかの方法により、**平成26年6月16日（月曜日）午後4時45分まで**に到着するよう、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。 敬 具

■議決権行使に関するお願い

1. 書面（郵送）により議決権を行使いただく場合

5頁に記載の「議決権行使書による議決権行使」をご覧のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するよう、ご送付ください。

2. 電磁的方法（インターネット等）にて議決権を行使いただく場合

5頁及び6頁に記載の「インターネット等による議決権行使」をご覧のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

記

1. 日 時	平成26年6月17日（火曜日）午前10時
--------	----------------------

2. 場 所	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号 ロイヤルパークホテル3階 ロイヤルホール (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
--------	---

3. 目的事項	
報告事項	1 第13期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2 第13期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項	取締役14名選任の件

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権行使書用紙をご持参いただいても、株主様ではない代理人あるいは同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご理解賜りたく存じます。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.jpx.co.jp/investor-relations/>）に掲載させていただきます。
- 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方で重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネットにより複数回、またはパソコン向けサイトと携帯電話向けサイトで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

以上

議決権行使のご案内

株主総会参考書類（7頁～15頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会への出席による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本株主総会招集ご通知をご持参ください。

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**平成26年6月16日（月曜日）午後4時45分まで**に到着するようにご返送ください。詳しくは、下記をご覧ください。

インターネット等による 議決権行使



当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただき、**平成26年6月16日（月曜日）午後4時45分まで**にご行使ください。詳しくは、次頁をご覧ください。



議決権行使書による議決権行使

議決権行使書 株式会社日本取引所グループ 御中 議決権の数 _____ 股 私は、平成26年6月17日開催の株式会社日本取引所グループ第138回定時株主総会の議案につき、右記（賛否を○印で表示）の通り議決権を行使いたします。 期前株または新株となった場合にも上記により議決権を行使いたします。 平成26年 月 日 株主 _____		議案に対する賛否 議案 _____
議事日数現在のご所有株式数 _____ 株 お 願 い 1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。 2. 当日ご出席できない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、株主総会開催日の午後9時迄に必ず当社業務終了時刻までに議決権を行使してください。 【郵送による議決権の行使】 議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、お早めにご返送ください。 【インターネット等による議決権の行使】 http://www.evote.jp/ ・パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から上記URLにアクセスしていただく。 ・下記のログインID・般パスワードをご利用になり、画面の案内に従って、議決権を行使してください。 3. 確認もよくお読みください。		株式会社日本取引所グループ ログインID _____ 般パスワード _____

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

【議案】

- 全員賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 ➡ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 ➡ 「賛」の欄に○印をし、

否認する候補者の番号をご記入ください。

【議決権の行使のお取り扱いについて】

議決権行使書用紙において、議案につき賛否のご表示のない場合は、「賛」の意思表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。

インターネット等による議決権行使に必要な、議決権行使コードとパスワードが記載されています。

インターネット等による議決権行使

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1 議決権行使サイトについて

- (1) インターネット等による議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）^{*}から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

^{*}「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。

- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネット等による議決権行使は、平成26年6月16日（月曜日）の午後4時45分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせください。

2 インターネット等による議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ 信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）

電話

0120-173-027

（受付時間▶9:00～21:00／通話料無料）

株主総会参考書類

議案 取締役14名選任の件

取締役全員（14名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき取締役14名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位
取締役		
1	林 正和	取締役（取締役会議長） 再任
2	斉藤 惇	取締役兼代表執行役グループCEO 再任
3	米田 道生	取締役兼代表執行役グループCOO 再任
4	清田 瞭	取締役 再任
5	山道 裕己	取締役 再任
6	クリスティーナ・アメージャン	— 新任 独立役員 社外取締役候補者
7	奥田 務	取締役 再任 独立役員 社外取締役候補者
8	久保利 英明	取締役 再任 独立役員 社外取締役候補者
9	友永 道子	— 新任 独立役員 社外取締役候補者
10	広瀬 雅行	取締役 再任
11	本田 勝彦	取締役 再任 独立役員 社外取締役候補者
12	松尾 邦弘	取締役 再任 独立役員 社外取締役候補者
13	森本 滋	取締役 再任 独立役員 社外取締役候補者
14	チャールズ・デイトマース・レイク二世	取締役 再任 独立役員 社外取締役候補者

候補者番号 1	はやし まさかず 林 正和	再任	生年月日 昭和20年4月6日生	当社株式所有数 一株
-------------------	-------------------------	----	--------------------	---------------

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和43年 4月 大蔵省（現財務省）入省
 平成 4年 6月 同省証券局総務課長
 平成12年 6月 同省主計局長
 平成15年 1月 財務事務次官
 平成16年 7月 財務省顧問
 平成17年 7月 日本投資者保護基金理事長
 平成19年 8月 (株)東京証券取引所グループ取締役
 平成19年10月 東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）理事長
 平成25年 1月 当社取締役（現任）
 平成25年 6月 当社取締役会議長（現任）
 (担当)
 取締役会議長

候補者番号 2	さいとう あつし 齊藤 惇	再任	生年月日 昭和14年10月18日生	当社株式所有数 24,100株
-------------------	-------------------------	----	----------------------	--------------------

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和38年 4月 野村證券(株)（現野村ホールディングス(株)）入社
 昭和63年12月 同社常務取締役
 平成 2年 6月 同社代表取締役専務
 平成 7年 6月 同社代表取締役副社長
 平成10年10月 スミセイ投資顧問(株)顧問
 平成11年 1月 住友ライフ・インベストメント(株)代表取締役社長
 平成14年 6月 同社取締役会長
 平成15年 4月 (株)産業再生機構代表取締役社長
 平成19年 5月 (株)東京証券取引所顧問
 平成19年 6月 同社代表取締役社長
 平成19年 8月 (株)東京証券取引所グループ取締役兼代表執行役社長
 平成25年 1月 当社取締役兼代表執行役グループCEO（現任）
 (株)大阪証券取引所（現(株)大阪取引所）取締役（現任）
 (担当)
 グループCEO（最高経営責任者）、指名委員（委員長）、報酬委員
 (重要な兼職の状況)
 (株)大阪取引所取締役

候補者番号

3

よ ね だ み ち お

米田 道生

再任

生年月日

昭和24年6月14日生

当社株式所有数

51,200株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和48年 4月 日本銀行入行
平成 7年 7月 同行秋田支店長
平成10年 5月 同行札幌支店長
平成12年 4月 大阪証券取引所常務理事
平成13年 4月 (株)大阪証券取引所常務取締役
平成14年10月 同社専務取締役
平成15年12月 同社代表取締役社長
平成22年 4月 同社代表取締役社長 社長執行役員
平成25年 1月 当社取締役兼代表執行役グループCOO (現任)
(株)東京証券取引所取締役 (現任)

(担当)

グループCOO (最高執行責任者)、指名委員

(重要な兼職の状況)

(株)東京証券取引所取締役

候補者番号

4

き よ た あ き ら

清田 瞭

再任

生年月日

昭和20年5月6日生

当社株式所有数

1,500株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和44年 4月 大和証券(株) (現(株)大和証券グループ本社) 入社
平成 6年 6月 同社取締役東部本部長
平成 8年 5月 同社取締役債券・資金本部長
平成 9年 6月 同社常務取締役債券・資金本部長
平成 9年10月 同社代表取締役副社長
平成11年 4月 大和証券エスビーキャピタル・マーケッツ(株) (現大和証券(株)) 代表取締役社長
平成16年 6月 (株)大和証券グループ本社取締役副会長兼執行役
(株)大和総研理事長
平成20年 6月 (株)大和証券グループ本社取締役会長兼執行役
平成23年 4月 同社取締役名誉会長
平成23年 6月 同社名誉会長
平成25年 6月 当社取締役 (現任)
(株)東京証券取引所代表取締役社長 (現任)

(重要な兼職の状況)

(株)東京証券取引所代表取締役社長

候補者番号

5

やまじ ひろみ
山道 裕己

再任

生年月日

昭和30年3月8日生

当社株式所有数

1,100株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年 4月	野村証券(株) (現野村ホールディングス(株)) 入社	平成17年 4月	野村証券(株)常務執行役インベストメント・バンキング担当
平成 6年12月	同社欧州インベストメント・バンキング業務部門長	平成19年 4月	同社専務執行役インベストメント・バンキング部門兼企業金融本部担当
平成 9年 6月	同社人事部長	平成20年10月	同社執行役兼専務インベストメント・バンキング部門管掌
平成10年 6月	同社取締役インベストメント・バンキング・プロダクト本部担当	平成22年 6月	野村ホールディングス(株)専務インベストメント・バンキング エグゼクティブ・チェアマン
平成12年 6月	同社常務取締役グローバルインベストメントバンキング兼インベストメント・バンキング・プロダクト本部担当	平成23年 4月	野村証券(株)専務インベストメント・バンキング担当
平成14年 4月	ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズ PLC (ロンドン) 社長 ノムラ・インターナショナルPLC (ロンドン) 社長 ノムラ・ホールディング・アメリカInc. (ニューヨーク) 会長	平成24年 8月	同社参事 ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズ PLC (ロンドン) 副会長
平成15年 6月	野村ホールディングス(株)執行役欧州地域マネジメント	平成25年 4月	野村証券(株)顧問
		平成25年 6月	当社取締役 (現任) (株)大阪証券取引所 (現(株)大阪取引所) 代表取締役社長 (現任)
			(重要な兼職の状況) (株)大阪取引所代表取締役社長

候補者番号

6

クリスティーナ・アメージャン

新任

独立役員

社外取締役候補者

生年月日

昭和34年3月5日生

当社株式所有数

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成 7年 1月	コロンビア大学ビジネススクール助教	平成22年 4月	一橋大学大学院国際企業戦略研究科 研究科長
平成13年10月	一橋大学大学院国際企業戦略研究科助教	平成24年 4月	同大学大学院商学研究科教授 (現任)
平成16年 1月	同大学大学院国際企業戦略研究科教授		(重要な兼職の状況) 一橋大学大学院商学研究科教授 三菱重工業(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由

クリスティーナ・アメージャン氏は、学識経験者としての専門的見地から企業戦略に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者番号 7	お く だ つ と む 奥田 務	再任 独立役員 社外取締役候補者	生年月日 昭和14年10月14日生	当社株式所有数 4,500株
-------------------	----------------------------	------------------------	----------------------	-------------------

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和39年 4月	(株)大丸入社	平成22年 3月	J. フロントリテイリング(株)代表取締役 会長兼最高経営責任者
平成 3年 9月	(株)大丸オーストラリア代表取締役	平成25年 1月	当社社外取締役 (現任)
平成 7年 5月	(株)大丸取締役	平成25年 4月	J. フロントリテイリング(株)取締役相談 役
平成 8年 5月	同社代表取締役常務取締役	平成26年 5月	同社相談役 (現任)
平成 9年 3月	同社代表取締役社長	(担当)	報酬委員 (委員長)
平成15年 5月	同社代表取締役会長兼最高経営責任者	(重要な兼職の状況)	J. フロントリテイリング(株)相談役
平成18年 6月	(株)大阪証券取引所社外取締役		(株)りそなホールディングス社外取締役
平成19年 9月	J. フロントリテイリング(株)代表取締 役社長兼最高経営責任者 (株)大丸代表取締役会長		(株)毎日放送社外監査役

社外取締役候補者とした理由

奥田務氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 8	く ぼ り ひ で あ き 久保利 英明	再任 独立役員 社外取締役候補者	生年月日 昭和19年8月29日生	当社株式所有数 一株
-------------------	--------------------------------	------------------------	---------------------	---------------

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和46年 4月	弁護士登録 (現任) ・森綜合法律事務所 (現森・濱田松本法律事務所) 入所	(担当)	指名委員
平成10年 4月	日比谷パーク法律事務所代表 (現任)	(重要な兼職の状況)	
平成13年 4月	第二東京弁護士会会長・日本弁護士連合 会副会長		日本取引所自主規制法人外部理事 弁護士
平成16年 4月	大宮法科大学院大学教授 (現任)		日比谷パーク法律事務所代表
平成23年 6月	(株)東京証券取引所グループ社外取締役 東京証券取引所自主規制法人 (現日本取 引所自主規制法人) 外部理事 (現任)		ソースネクスト(株)社外監査役 大宮法科大学院大学教授 農林中央金庫経営管理委員
平成25年 1月	当社社外取締役 (現任)		

社外取締役候補者とした理由

久保利英明氏は、法律家としての専門的見地から企業法務に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者番号

9

ともなが みちこ
友永 道子

新任

独立役員

社外取締役候補者

生年月日

昭和22年7月26日生

当社株式所有数

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和47年 4月 昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所
（重要な兼職の状況）
京浜急行電鉄(株)社外監査役

昭和50年 3月 公認会計士登録（現任）
日本電信電話(株)社外監査役

平成19年 7月 日本公認会計士協会副会長
(株)東日本大震災事業者再生支援機構社外監査役

平成20年 7月 新日本有限責任監査法人シニアパートナー

社外取締役候補者とした理由

友永道子氏は、会計専門家としての立場から企業会計に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者番号

10

ひろせ まさゆき
広瀬 雅行

再任

生年月日

昭和31年7月8日生

当社株式所有数

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和54年 4月 東京証券取引所入所

平成15年 6月 (株)東京証券取引所審査部長

平成16年 6月 同社情報システム部長

平成18年 4月 同社IT企画部長

平成18年 6月 同社IT企画部長兼開発運用部売買システム部長

平成19年 8月 (株)東京証券取引所グループIT企画部長
(株)東京証券取引所IT開発部売買システム部長

平成21年 1月 (株)東京証券取引所IT開発部DEX+システム部長兼IT管理室長

平成21年 6月 (株)東京証券取引所グループ取締役
(株)東京証券取引所監査役（現任）

平成25年 1月 当社取締役（現任）
（担当）
監査委員
（重要な兼職の状況）
(株)東京証券取引所監査役

候補者番号

11

ほんだ かつひこ

本田 勝彦

再任

独立役員

社外取締役候補者

生年月日

昭和17年3月12日生

当社株式所有数

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和40年 4月	日本専売公社（現日本たばこ産業） 入社	平成21年 6月	(株)東京証券取引所グループ社外取締役 (株)東京証券取引所社外取締役
平成 4年 6月	同社取締役人事部長		日本たばこ産業(株)相談役
平成 6年 6月	同社常務取締役人事労働グループリー ダー	平成24年 6月	日本たばこ産業(株)顧問（現任）
平成 7年 6月	同社常務取締役たばこ事業本部長	平成25年 1月	当社社外取締役（現任） （担当）
平成 8年 6月	同社専務取締役たばこ事業本部長		指名委員
平成10年 6月	同社代表取締役副社長		（重要な兼職の状況）
平成12年 6月	同社代表取締役社長		日本たばこ産業(株)顧問
平成18年 6月	同社取締役相談役		日本放送協会経営委員会委員

社外取締役候補者とした理由

本田勝彦氏は、企業経営に対する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

12

まつ お く に ひ ろ

松尾 邦弘

再任

独立役員

社外取締役候補者

生年月日

昭和17年9月13日生

当社株式所有数

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和41年 4月	司法修習生	(担当)	
昭和43年 4月	東京地方検察庁検事	監査委員（委員長）	
平成 8年12月	同庁次席検事	（重要な兼職の状況）	
平成10年 6月	法務省刑事局長	弁護士	
平成11年12月	法務事務次官	トヨタ自動車(株)社外監査役	
平成16年 6月	検事総長	三井物産(株)社外監査役	
平成18年 9月	弁護士登録（現任）	(株)小松製作所社外監査役	
平成21年 6月	(株)東京証券取引所グループ社外取締役 (株)東京証券取引所社外監査役	ブラザー工業(株)社外監査役 (株)セブン銀行社外監査役	
平成25年 1月	当社社外取締役（現任）	(株)テレビ東京ホールディングス社外監査役	

社外取締役候補者とした理由

松尾邦弘氏は、法律家としての専門的見地から企業法務に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者番号

13

もりもと しげる
森本 滋

再任

独立役員

社外取締役候補者

生年月日

昭和21年3月28日生

当社株式所有数

3,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和44年 4月	京都大学法学部助手	平成23年10月	弁護士登録（現任）
昭和46年 8月	京都大学法学部助教授	平成25年 1月	当社社外取締役（現任）
昭和58年 6月	京都大学法学部教授		(株)大阪証券取引所（現(株)大阪取引所） 社外取締役
平成 4年 4月	京都大学大学院法学研究科教授		
平成21年 4月	同志社大学大学院司法研究科教授（現任）		(重要な兼職の状況) 同志社大学大学院司法研究科教授
平成21年 6月	(株)大阪証券取引所社外取締役		弁護士

社外取締役候補者とした理由

森本滋氏は、学識経験者としての専門的見地から企業法務に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者番号

14

チャールズ・デイトマース・レイク二世

再任

独立役員

社外取締役候補者

生年月日

昭和37年1月8日生

当社株式所有数

-株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成 4年 8月	米国通商代表部（USTR）日本部長	平成20年 7月	アメリカンファミリー生命保険会社日本における代表者・会長（現任）
平成 5年 7月	同代表部日本部長兼次席通商代表付法律顧問	平成25年 1月	当社社外取締役（現任）
平成11年 6月	アメリカンファミリー ライフ アシ ュアランス カンパニー オブ コロ ンバス日本支社（アメリカンファミ ー生命保険会社）執行役員・法律顧問	平成26年 1月	アフラック・インターナショナル・イン コーポレーテッド取締役社長（現任）
平成13年 7月	同社副社長		(担当) 報酬委員
平成15年 1月	同社日本における代表者・社長		(重要な兼職の状況)
平成17年 4月	同社日本における代表者・副会長		アメリカンファミリー生命保険会社日本における代表者・ 会長
平成18年 6月	(株)東京証券取引所社外取締役		アフラック・インターナショナル・インコーポレーテッド 取締役社長
平成19年 8月	(株)東京証券取引所グループ社外取締役		

社外取締役候補者とした理由

チャールズ・デイトマース・レイク二世氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. クリスティーナ・アメージャン氏、奥田務氏、久保利英明氏、友永道子氏、本田勝彦氏、松尾邦弘氏、森本滋氏及びチャールズ・デイトマース・レイク二世氏は、社外取締役候補者であります。
3. 奥田務氏、久保利英明氏、本田勝彦氏、松尾邦弘氏、森本滋氏及びチャールズ・デイトマース・レイク二世氏は、(株)東京証券取引所が一般株主保護のため確保を義務付けている独立役員であります。また、クリスティーナ・アメージャン氏及び友永道子氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 社外取締役候補者が他社在任中に行われた法令・定款違反、不当な業務執行について
久保利英明氏につきましては、野村證券(株)の社外取締役在任中に、同社において、公募増資案件に係る法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況及びそのような状況のなか有価証券の売買その他の取引等につき法人関係情報を顧客に提供して勧誘する行為が認められ、同社は、平成24年8月3日、金融庁から金融商品取引法第51条に基づく業務改善命令を受けました。なお、同氏は既に同社を退任しておりますが、社外取締役であった同氏は、同社の取締役会等において法令遵守の徹底を求めるなど、その職責を果たしました。
松尾邦弘氏が平成19年6月から社外監査役を務めているトヨタ自動車(株)は、平成21年、22年に実施した「アクセルペダルの戻り不良」及び「フロアマットのアクセルペダルへの引っ掛かり」の両リコールに関連した米国ニューヨーク州南地区連邦検事局の調査について、平成26年3月19日付をもって同局と起訴猶予契約を締結しました。同氏は、日頃から法令遵守に関する様々な提言を行っており、当該契約に記載のリコール等が発生した後についても、「お客様第一」の徹底などの改善提案を行っております。
5. 社外取締役候補者との責任限定契約の締結
当社は、社外取締役である奥田務氏、久保利英明氏、本田勝彦氏、松尾邦弘氏、森本滋氏及びチャールズ・デイトマース・レイク二世氏との間で、賠償責任限度額を法令の定める最低限度額とする責任限定契約を締結しております。なお、各社外取締役の選任が承認された場合、当社は、奥田務氏、久保利英明氏、本田勝彦氏、松尾邦弘氏、森本滋氏及びチャールズ・デイトマース・レイク二世氏との間で、同責任限定契約を継続する予定であります。また、クリスティーナ・アメージャン氏及び友永道子氏が社外取締役に選任された場合、各氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数
社外取締役候補者のうち、現在当社の社外取締役である者が社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって、奥田務氏については8年、久保利英明氏については1年6か月、本田勝彦氏については1年6か月、松尾邦弘氏については1年6か月、森本滋氏については5年及びチャールズ・デイトマース・レイク二世氏については1年6か月となります。

以上

事業報告

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度の日本経済は、安倍政権による経済政策や日本銀行による金融緩和等により、個人消費の増加や企業生産の持ち直しがみられ、緩やかな景気回復が続きました。株式市場においても株価は堅調に推移し、平成26年3月末時点におけるTOPIXは1202.89ポイント（前年比+168.18ポイント）となりました。

このような状況のもと、当社グループ（本事業報告において、当社及びその子会社からなる企業集団を指しております。）では、将来ビジョンである「創造性豊かで、公共性・信頼性のある質の高いサービスを提供する、アジア地域で最も選ばれた取引所」の実現を目指し、中期経営計画（平成25年度～平成27年度）で掲げる「新しい日本株市場の創造」、「デリバティブ市場の拡大」、「取引所ビジネス領域の拡大」の重点戦略に基づいた諸施策に取り組んできました。同時に、「統合効果の早期実現」についても最優先で取り組み、平成25年7月16日付で、現物市場、清算機能、自主規制機能の統合を、平成26年3月24日付で、デリバティブ市場の統合をそれぞれ実現いたしました。

当社グループの当連結会計年度の連結業績は、営業収益は1,162億51百万円（前連結会計年度比62.1%増）、営業費用は651億31百万円（同24.9%増）、営業利益は511億20百万円（同161.4%増）、経常利益は528億1百万円（同144.1%増）となり、税金等調整前当期純利益は513億4百万円（同164.4%増）、税金等調整後の当期純利益は298億35百万円（同172.7%増）となりました。

①取引参加料金

営業収益 **54,155**百万円

当連結会計年度の当社グループの現物市場における株券の1日平均売買代金は2兆9,471億円（注1）となりました。また、当社グループ市場における日経平均先物取引の1日平均取引高（Largeとmini（Large換算）の合計）は、218,618単位、TOPIX先物取引の1日平均取引高は、94,297単位、長期国債先物取引の1日平均取引高は、34,975単位、日経225オプション取引の1日平均取引金額は、400億円となりました。デリバティブの年間合計取引高は、3億5,590万8,041単位となり、過去最高となりました。

（注1）東証市場第一部、第二部、マザーズ、JASDAQ及びTOKYO PRO Marketにおける立会内、立会外を含んだ株券売買代金を記載しております。また、東証市場第一部及び第二部株券売買代金は、市場統合前の大証市場第一部及び第二部株券売買代金をそれぞれ含んでおります。

この結果、当連結会計年度の取引参加料金収入は、基本料が11億83百万円（前連結会計年度比6.9%増）、現物取引料が320億58百万円（同110.8%増）、デリバティブ取引料が132億88百万円（同71.9%増）、その他アクセス料・売買システム施設使用料等が76億25百万円（同30.8%増）となり、合計で541億55百万円（同81.3%増）となりました。

当連結会計年度において、当社グループは、市場の活性化のため以下の取組みを行ってまいりました。

（i）新たな株価指数の開発

日本企業の魅力をアピールするとともに、その持続的な企業価値向上を促し、株式市場の活性化を図るため当社と(株)東京証券取引所及び(株)日本経済新聞社は共同で、資本の効率的活用や投資者を意識した経営体制など、グローバルな投資基準に求められる諸要件を満たした「投資者にとって投資魅力の高い会社」で構成される新しい株価指数「JPX 日経インデックス400」を開発し、平成26年1月6日より算出を開始しました。

（ii）投資家層の拡大

国内個人投資家の拡大に向けて、「+YOU 日本経済応援プロジェクト(+YOUプロジェクト)」を展開しました。具体的には、投資未経験層を対象としたセミナー「ニッポン応援全国キャラバン」を延べ47回にわたって展開し、累計4,600人以上の参加者を集めました。また、多くの人々に株式投資や企業行動に興味を持ってもらうためのアイデアを自由に表現してもらうコンテストである「ソーシャルかぶコン2013」や、若者世代の投資家デビューを促すための具体策を大学生とともに検討するワークショップを開催しました。さらに、個人投資家の銘柄選択の際の参考となるよう、女性活用の推進やワークライフバランスの充実を積極的に行う上場企業を平成25年度「なでしこ銘柄」として、経済産業省と共同で選定しました。これら+YOUプロジェクトの取組みについては、専用ホームページ「+YOUポータルサイト」において、セミナー開催案内や開催レポートのほか、投資に役立つコンテンツやブログなどとともに掲載し、イラストや写真を多く使い分かりやすく紹介しました。

海外機関投資家の拡大に向けては、日本株キャラバンとして日本株市場の魅力・取引制度等の情報提供やトップセールスを12カ国にわたって実施するとともに、国内機関投資家に向けては、主に金融機関等を対象にETFの投資促進を目的とした周知活動等を行いました。

(iii) 売買制度の見直し

現物市場の利便性向上の観点から、流動性が高い銘柄を中心として、フェーズⅠからⅢの3段階に分けて呼値の単位の適正化を図ることとしました。平成26年1月14日より開始したフェーズⅠでは、TOPIX100 構成銘柄を対象として新たな呼値の単体を適用しました。

また、日本においては、全銘柄について原則直前の価格以下での空売りを禁止（いわゆるアップティック・ルール）していましたが、当社グループとして国際ルールとの調和を提言してきた結果、平成25年11月5日にアップティック・ルールが見直され、前日終値比10%以上下落した銘柄に限定して適用されることになりました。

(iv) ETF・REITの多様化・投資促進

「ETFの多様化・投資促進」に関しては、海外有力マーケットメイカーの新規獲得に向けた営業を推進するとともに、プロモーションに係るイベントの開催や、各種媒体を利用した投資情報の充実を図る等の取組みを進めました。また、レバレッジ・インバース型ETF2銘柄、レバレッジ・インバース型指数に連動するETN6銘柄、JPX日経インデックス400に連動するETF4銘柄の上場など、商品ラインナップの更なる強化にも努め、この結果、当連結会計年度は新たに29銘柄のETF及びETNの上場を実現いたしました。

こうした取組みの結果、ETF・ETNの1日平均売買代金は過去最高の1,180億円で、世界第4位、アジア最大となりました。

「REITの多様化・投資促進」に関しては、上場準備企業へのサポート活動や、個人投資家向けイベント開催・参加、海外機関投資家向けグローバルプロモーション、投資物件を紹介するウェブサイト「Jリートview」や英文開示情報の提供サービスであるJリートフラッシュによるプロモーション活動を推進しました。この結果、新たに5銘柄の上場が実現し、J-REIT市場は、時価総額で米国、オーストラリアに次いで世界第3位の市場規模となり、1日平均売買代金は過去最高の333億円となりました。

(v) デリバティブ市場の拡大

アジア諸国の指数を対象としたデリバティブ商品に対するニーズの高まりを受け、㈱大阪取引所では、平成26年3月24日よりインドの代表的な株価指数であるCNX Niftyを対象とした円建ての指数先物取引を開始しました。また、日本の債券市場では、20年利付国債をはじめとする超長期ゾーンの国債の発行量や売買高が増加しており、超長期国債先物に対する取引ニーズが高まっていることから、平成14年9月から停止していた超長期国債先物の取引を平成26年4月7日より再開しました。

制度面では、平成26年3月24日のデリバティブ市場統合にあわせ、TOPIX先物・オプションや国債先物・オプションの取引時間を翌日午前3時まで延長しました。

営業・プロモーション面では、海外でのセミナー開催やイベントへの参加、新規投資家誘致プログラム等による積極的な海外投資家開拓のほか、証券会社との共催による国内投資家向けセミナーの開催や証券会社を対象とするデリバティブ新商品の取扱い支援プログラムを実施しました。

②上場関係収入

営業収益 **12,308**百万円

当連結会計年度は、IPOが増加し、IPO社数は、東証市場第一部・第二部11社（前期比1社減）、マザーズ28社（同3社増）、JASDAQ13社（同増減なし）、TOKYO PRO Market4社（同2社増）となりました。上場会社数は、東証市場第一部・第二部2,355社（同28社増(注2)）、マザーズ195社（同10社増）、JASDAQ863社（同42社減(注3)）、TOKYO PRO Market6社（同3社増）となりました。

(注2) 市場統合前の大証市場第一部・第二部上場会社数(東証市場との重複上場会社を除く)を含んだ前期数値と比較しております。

(注3) 東証市場との重複上場会社を除いた前期数値と比較しております。

この結果、当連結会計年度の上場関係収入は、新規・追加上場料が52億87百万円（前連結会計年度比69.5%増）、年間上場料が70億20百万円（同15.1%増）となり、合計で123億8百万円（同33.6%増）となりました。

当連結会計年度において、IPOの拡大のため、上場準備企業、証券会社及び監査法人等のIPO関係者に対するプロモーション活動や、上場準備企業の特性・ステージに応じたサポート活動を通じて、国内外の投資魅力のある企業の上場を促進するとともに、各地方自治体・地元企業とのコミュニケーションや上場企業PRの推進に取り組みました。

③情報関係収入

営業収益 **16,116**百万円

当連結会計年度の情報関係収入は、161億16百万円（前連結会計年度比25.6%増）となりました。

情報ビジネスの拡充のため、(株)東京証券取引所は(株)証券保管振替機構と共同してコーポレートアクション情報（CA情報）に係る配信サービスの拡充に取り組み、平成26年2月24日より内国上場株式に係るISO20022メッセージフォーマットによるCA情報の配信と、(株)証券保管振替機構が取り扱う一般債（機構関与銘柄）、投資信託（公募）、新株予約権付社債、新株予約権及び外国株式の銘柄マスタ情報の配信サービスを開始しました。

営業収益 **20,334**百万円

④証券決済関係収入

当連結会計年度の証券決済関係収入は、203億34百万円（前連結会計年度比86.3%増）となりました。

㈱日本証券クリアリング機構では、円金利スワップ清算の利用拡大に向けて、平成26年2月24日よりクリアリング・ブローカー5社を迎え、クライアント・クリアリングを開始しました。

なお、㈱日本証券クリアリング機構と㈱日本国債清算機関は、業務面・システム面での効率化を含む一層の清算態勢の強化と、市場の利便性、効率性及び安全性の向上を図るため、平成25年10月1日に㈱日本証券クリアリング機構を存続会社とし、㈱日本国債清算機関を消滅会社とする合併を行いました。

⑤マーケットインフラの利便性・信頼性の一層の向上のための取組み

以上の取組みのほか、我が国金融資本市場の基幹インフラとして、マーケットインフラの利便性・信頼性の一層の向上のため以下の取組みを行ってまいりました。

(i) 上場会社のガバナンス向上

㈱東京証券取引所では、一般株主保護の観点から、「独立役員制度」を設け、上場会社に対して、独立性の高い社外取締役又は社外監査役を1名以上確保するよう求めています。これをさらに強化するため、その中に独立性の高い社外取締役を1名以上確保するよう努めるよう、有価証券上場規程の一部改正を行い、平成26年2月10日から施行しました。

また、企業価値の向上を目指した経営の普及・促進を図る観点から日本経済団体連合会と連携した経営層向け研修プログラムを実施したほか、平成25年12月には、「企業価値向上表彰」の大賞受賞会社1社及び優秀賞受賞会社4社を決定・公表しました。さらに、日本のコーポレート・ガバナンス改善の取組みのPRの場としてICGN (International Corporate Governance Network)の東京コンファレンスを平成26年3月に開催しました。

(ii) 変化に即した自主規制機能の発揮

効率的で信頼性の高い市場を提供し、公正な価格形成と円滑な流通を確保するため、高速取引の進展や信用取引に係る委託保証金制度の改正等を踏まえた取引参加者らへの検査を実施するとともに、信用取引委託保証金関連の改正のポイントや改正後の制度内容を分かりやすく解説したケーススタディハンドブック等を発刊して、コンプライアンス支援等を行いました。

このほか、上場審査運用等の理解促進のための新規上場ガイドブックの改訂や実務者向けセミナーの開催、上場会社への積極的な外部発信活動を通じた「未然防止型」上場管理の推進、市場環境の変化に対応した売買審査業務等に取り組みました。

(iii) 政策提言・情報発信の強化

日本株市場の成長・発展へ望ましい金融・証券税制の実現に向け、金融所得課税の一体化、PE (Permanent Establishment) 非課税措置、確定拠出年金制度の拡充、NISAの改善等の税制改正を日本証券業協会を通じて要望しました。

また、日本の金融資本市場全体の競争力強化のため、本邦金融資本市場の今後のあり方について有識者により考察する『日本経済と金融資本市場ワークショップ』を開催し、議論を踏まえた提言書を平成25年12月17日に公表しました。

⑥ 営業費用

当連結会計年度の営業費用は、人件費が151億41百万円、システム維持・運営費が116億42百万円、減価償却費が134億13百万円、システム開発原価が76億8百万円となったことに加え、のれんの償却費34億42百万円を計上したことなどから651億31百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

売買システムや清算システムへの設備投資など、全体で約127億円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 重要な企業再編等の状況

当社の持分法適用関連会社であった(株)日本国債清算機関は、(株)日本証券クリアリング機構との株式交換により、平成25年9月30日を効力発生日として連結子会社となりました。

さらに、両社は、平成25年10月1日を効力発生日として、(株)日本証券クリアリング機構を存続会社とし、(株)日本国債清算機関を消滅会社とする合併を行いました。

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

2. 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

当社グループ

区分		平成25年3月期 (前連結会計年度)	平成26年3月期 (当連結会計年度)
営業収益	百万円	71,708	116,251
営業利益	百万円	19,555	51,120
経常利益	百万円	21,631	52,801
当期純利益	百万円	10,941	29,835
1株当たり当期純利益	円	64.59	108.68
総資産	百万円	1,276,386	1,403,713
純資産	百万円	179,077	202,018
1株当たり純資産	円	643.01	715.19

(営業収益の内訳)

区分		平成25年3月期	平成26年3月期
取引参加料金	百万円	29,868	54,155
上場関係収入	百万円	9,216	12,308
情報関係収入	百万円	12,828	16,116
証券決済関係収入	百万円	10,916	20,334
その他営業収益	百万円	8,879	13,336
合計	百万円	71,708	116,251

※1 当社は、平成25年1月1日付で(株)東京証券取引所グループと(株)大阪証券取引所の経営統合により発足したため、当連結会計年度及び前連結会計年度のみを記載しております。

なお、前連結会計年度は、企業結合に関する会計基準等に基づき、(株)東京証券取引所グループの連結計算書類を引き継いだため、(株)東京証券取引所グループの平成24年4月1日から平成24年12月31日までの連結業績に平成25年1月1日から平成25年3月31日までの当社の連結業績を合算したものといたします。なお、(株)東京証券取引所グループに係る平成24年3月期以前の2連結会計年度の財産及び損益の状況は次頁のとおりです。

※2 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産については、平成25年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。

(株)東京証券取引所グループ

区分		平成23年3月期	平成24年3月期
営業収益	百万円	57,097	53,045
営業利益	百万円	13,596	9,159
経常利益	百万円	15,302	10,903
当期純利益	百万円	8,879	6,311
1株当たり当期純利益	円	3,905.07	2,775.98
総資産	百万円	514,405	345,247
純資産	百万円	124,782	127,122
1株当たり純資産	円	53,606.95	54,801.89

当社

区分		平成25年3月期 (前事業年度)	平成26年3月期 (当事業年度)
営業収益	百万円	18,643	12,248
営業利益	百万円	5,612	7,068
経常利益	百万円	6,358	8,444
当期純利益	百万円	3,637	7,380
1株当たり当期純利益	円	21.47	26.88
総資産	百万円	193,658	165,956
純資産	百万円	83,714	81,221
1株当たり純資産	円	304.93	295.86

※1 当社は、平成25年1月1日付で㈱東京証券取引所グループと㈱大阪証券取引所の経営統合により発足したため、当事業年度及び前事業年度のみを記載しております。

なお、前事業年度は、企業結合に関する会計基準に基づき、㈱大阪証券取引所の平成24年4月1日から平成24年12月31日までの業績に、平成25年1月1日から平成25年3月31日までの当社の業績を合算したものととなります。㈱大阪証券取引所に係る平成24年3月期以前の2事業年度の財産及び損益の状況は以下のとおりです。

※2 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産については、平成25年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出してしております。

㈱大阪証券取引所

区分		平成23年3月期	平成24年3月期
営業収益	百万円	22,984	22,494
営業利益	百万円	7,582	8,323
経常利益	百万円	8,453	9,177
当期純利益	百万円	9,156	5,466
1株当たり当期純利益	円	33,911.49	202.45
総資産	百万円	670,811	453,203
純資産	百万円	52,858	55,485
1株当たり純資産	円	195,773.01	2,055.02

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	住所	資本金	議決権所有割合 (間接所有)	主な事業内容
(株)東京証券取引所	東京都中央区	11,500百万円	100.0%	市場運営業務
(株)大阪取引所	大阪市中央区	4,723	100.0	市場運営業務
東京証券取引所自主規制法人 (注) 1	東京都中央区	3,000 (注) 2	100.0	自主規制業務
(株)日本証券クリアリング機構	東京都中央区	8,950	(注) 3	金融商品債務引受業務
(株)東証システムサービス	東京都中央区	100	80.0 (80.0)	システム開発等

(注) 1. 平成26年4月1日付で日本取引所自主規制法人に名称を変更しております。

2. 基本金の額を記載しております。

3. A種類株式：99.2%、B種類株式：100.0%、C種類株式58.2%、D種類株式52.9%

4. 対処すべき課題

当社グループは、「創造性豊かで、公共性・信頼性のある質の高いサービスを提供する、アジア地域で最も選ばれる取引所」の実現を目指すことを将来ビジョンとして掲げています。

平成25年度から平成27年度を期間とする中期経営計画（平成25年3月26日策定、平成26年4月28日アップデート）は、この将来ビジョン実現に向けた最初の3ヵ年計画であり、アジア地域の他取引所に対して、信頼性、流動性、IPO件数、市場時価総額、収益性といった様々な指標に照らし、総合的な優位性を確保するとともに、成熟した当社グループのマーケット・インフラのアジア地域での効果的活用やアジアの他取引所との連携等を通じて、アジアの成長を支え、アジア市場でのプレゼンスを高めることを指向します。

この中期経営計画のもとで、当社グループが取り組むべき主な重要課題は、以下のとおりです。

(1) 新しい日本株市場の創造

- ・平成26年1月より算出を開始したJPX日経インデックス400の投資家における認知度の向上や、公的年金等による新指数の利用促進を目的として、その特徴・優位性に係る理解が社会的に浸透するための取組みを実施します。
- ・上場準備前の会社や関係者への「種まき」活動から、上場準備中の会社に対する「ステージに応じたサポート」、上場して間もない会社への「成長支援」といった活動を通じて、企業の成長支援のためのIPOの推進を図ります。
- ・呼値の単位の適正化や取引時間の拡大への取組みを通じ、参加者の多様化によるマーケットの活性化を図ります。
- ・政府における「金融・資本市場活性化有識者会合」の議論を踏まえ、現行の規制・税制の見直し、東京市場の国際金融センター化の実現に向け、具体的な提言を実施します。
- ・国内外の投資家から見た日本株の魅力向上のため、コーポレート・ガバナンスの向上やIFRSの普及を促進します。
- ・arrowheadのリニューアルによるレイテンシー（処理速度）の一層の向上、取引の電子化・高速化に伴うリスク管理機能の増強に取り組み、世界トップクラスのシステム優位性を堅持していきます。
- ・運用残高と多様性で、アジアトップのETF市場と、世界第3位のREIT市場の地位を確立します。

(2) デリバティブ市場の拡大

- ・コモディティ・デリバティブ市場拡大の障害となる規制の見直しを働きかけるとともに、コモディティ分野への本格的な進出を図ります。
- ・次世代デリバティブシステムの開発ベンダーを選定するとともに、稼働時に導入する商品や制度要綱を策定し、新たなマーケットデザインの構築を進めます。
- ・国債関連商品の拡充・強化、JPX日経インデックス400を対象としたデリバティブ商品の開始や、OTCの受け皿となる新商品の開発・導入を進めるとともに、国内機関投資家の取引拡大に向け、顧客ネットワーク・ノウハウを活用したプロモーション体制を強化します。

(3) 取引所ビジネス領域の拡大

- ・海外清算機関の本邦進出の動きに対応し、円金利関係の商品間でのクロスマージンの導入を通じて、円金利スワップ取引の清算の競争力強化を図るほか、外貨建金利スワップ取引を導入します。

(4) アジア戦略

- ・ミャンマーにおける証券取引所設立及び資本市場育成支援、更には官民一体となったオールジャパン体制でのミャンマーモデルの成功を足掛かりに、この取引所運営支援モデルを周辺国にも展開し、アジアの経済発展に貢献します。
- ・TOPIX・ETFや先物等のアジアの取引所での上場を実現し、TOPIX等の知名度や日本のデリバティブ市場のプレゼンス向上を図ります。
- ・プロボンド市場の活用・振興やインフラファンド市場の開設とアジア発行体ファンドの上場を通じ、ASEAN諸国において今後一層旺盛になる産業設備需要や生活インフラ整備需要に対し、リスクマネー供給機能を発揮します。

(5) 継続的な中長期的取組み

- ・平成24年度より開始した「+YOUプロジェクト」の一層の拡充により、同プロジェクトの認知度の向上と投資行動への誘引力の強化を図り、日本株に係る個人投資家層の裾野拡大を図るとともに、デリバティブに係るイメージの改善・社会的機能の啓発に取り組むことにより、投資家層の厚いマーケットの形成を図ります。
- ・マーケットに対する信頼性向上のため、環境変化等に即した自主規制機能の発揮に努めます。

(6) 統合効果の早期実現

- ・重複するシステムの統合や事業拠点の整理・見直し、当社グループ全体での業務効率化及び業務執行体制の見直しなど、市況変動にフレキシブルなコスト構造への転換を図り、平成27年度には85億円のコスト削減を目指します。

(7) 新たな企業カルチャーの創出

- ・効率的・創造的な新たな企業カルチャーを創出し、4つの“C”（Customer First（お客様第一主義）、Credibility（社会からの信頼確保）、Creativity（創造性の追求）、Competency（社員の能力発揮））の定着に向けた意識改革を実施します。

5. 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

当社は、金融商品取引法に基づく金融商品取引所持株会社としての認可を受け、傘下の子会社である(株)東京証券取引所、(株)大阪取引所、東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）の経営管理等を行う株式会社です。当社グループは、(株)東京証券取引所及び(株)大阪取引所が開設する取引所金融商品市場の開設・運営を主要な事業としております。

6. 主要な営業所（平成26年3月31日現在）

当社	
本店	東京都中央区
子会社	
(株)東京証券取引所	東京都中央区
(株)大阪取引所	大阪市中央区
東京証券取引所自主規制法人 （現日本取引所自主規制法人）	東京都中央区
(株)日本証券クリアリング機構	東京都中央区
(株)東証システムサービス	東京都中央区

7. 使用人の状況（平成26年3月31日現在）

当社グループ

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,161名	4名増	41歳 7か月	16年 1か月

(注) 使用人数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）は含んでおりません。

8. 主要な借入先の状況（平成26年3月31日現在）

借入先	借入金の種類	借入金残高
(株)七十七銀行	短期借入金	12,500百万円
(株)三菱東京UFJ銀行	短期借入金	20,000百万円
(株)三菱東京UFJ銀行	長期借入金	10,000百万円

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

- 平成17年12月8日に発生したみずほ証券(株)によるジェイコム(株)株式の誤発注事件に関して、みずほ証券(株)から提起されておりました(株)東京証券取引所に対する415億78百万円の損害賠償請求事件について、平成25年7月24日、東京高等裁判所より、(株)東京証券取引所に賠償金（107億12百万円及び遅延損害金）の支払を命ずる第一審判決の一部を変更するとともに、同判決に基づく強制執行を免れるために(株)東京証券取引所が支払った132億13百万円と本判決による認容額128億70百万円との差額3億42百万円を返還することをみずほ証券(株)に命ずる旨の控訴審判決が言い渡されました。
当判決を不服として、最高裁判所に対し、みずほ証券(株)が上告の提起及び上告受理の申立てを、(株)東京証券取引所が附帯上告の提起及び附帯上告受理の申立てを行っており、現在係争中であります。
- 当社の完全子会社である(株)大阪証券取引所は、平成26年3月24日に、商号を(株)大阪取引所に変更しました。
- 当社が全額出資する東京証券取引所自主規制法人は、平成26年4月1日に、名称を日本取引所自主規制法人に変更しました。

II 株式に関する事項 (平成26年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 **1,090,000,000株**

(注) 平成25年10月1日付にて実施した株式分割 (1株を5株に分割) に伴い、発行可能株式総数は800,000,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 **274,534,550株** (自己株式2,655株を含む)

(注) 平成25年10月1日付にて実施した株式分割 (1株を5株に分割) に伴い、発行済株式の総数は219,627,640株増加しております。

(3) 株主数 **21,970名**

(4) 大株主

順位	株主名	持株数	持株比率
1	S M B Cフレンド証券(株)	7,643,300株	2.78%
2	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	7,620,700	2.78
3	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ロントリー・テイラー・ジャズ・デツク・アカ ウント	5,895,224	2.15
4	日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	5,429,600	1.98
5	サジヤツブ	4,501,000	1.64
6	みずほ証券(株)	4,418,100	1.61
7	(株)三菱東京UFJ銀行	3,778,500	1.38
8	岡地証券(株)	3,575,000	1.30
9	立花証券(株)	3,528,100	1.29
10	安藤証券(株)	3,234,000	1.18

(注) 持株比率は、自己株式 (2,655株) を控除して計算しております。

III 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役及び執行役の状況（平成26年3月31日現在）

(1) 取締役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役	林 正 和	取締役会議長	
取締役兼 代表執行役 グループCEO	斉 藤 惇	グループCEO (最高経営責任者) 指名委員 (委員長) 報酬委員	(株)大阪取引所取締役
取締役兼 代表執行役 グループCOO	米 田 道 生	グループCOO (最高執行責任者) 指名委員	(株)東京証券取引所取締役
取締役	清 田 瞭		(株)東京証券取引所代表取締役社長
取締役	山 道 裕 己		(株)大阪取引所代表取締役社長
取締役	奥 田 務	報酬委員 (委員長)	J.フロントリテイリング(株)取締役相談役 (株)りそなホールディングス社外取締役 (株)毎日放送社外監査役
取締役	川 本 裕 子	指名委員	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授 東京海上ホールディングス(株)社外監査役 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ社外取締役
取締役	久保利 英 明	指名委員	東京証券取引所自主規制法人 (現日本取引所自主規制法人) 外部理事 弁護士 日比谷パーク法律事務所代表 ソースネクスト(株)社外監査役 大宮法科大学院大学教授 農林中央金庫経営管理委員
取締役	中 務 裕 之	監査委員	中務公認会計士・税理士事務所代表 フルサト工業(株)社外監査役
取締役	広 瀬 雅 行	監査委員	(株)東京証券取引所監査役
取締役	本 田 勝 彦	指名委員	日本たばこ産業(株)顧問 日本放送協会経営委員会委員
取締役	松 尾 邦 弘	監査委員 (委員長)	弁護士 トヨタ自動車(株)社外監査役 三井物産(株)社外監査役 (株)小松製作所社外監査役 ブラザー工業(株)社外監査役 (株)セブン銀行社外監査役 (株)テレビ東京ホールディングス社外監査役
取締役	森 本 滋		同志社大学大学院司法研究科教授 弁護士
取締役	チャールズ・デイトマース・ レイク二世	報酬委員	アメリカンファミリー生命保険会社日本における代表者・会長 アフラック・インターナショナル・インコーポレーテッド取締役社長

- (注) 1. 取締役奥田務氏、川本裕子氏、久保利英明氏、中務裕之氏、本田勝彦氏、松尾邦弘氏、森本滋氏及びチャールズ・デイトマース・レイク二世氏は社外取締役であります。
2. 取締役奥田務氏、川本裕子氏、久保利英明氏、中務裕之氏、本田勝彦氏、松尾邦弘氏、森本滋氏及びチャールズ・デイトマース・レイク二世氏は(株)東京証券取引所が一般株主保護のため確保を義務付けている独立役員であります。
3. 社外取締役の兼職先には、当社の完全子会社である(株)東京証券取引所及び(株)大阪取引所、当社が全額出資する東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)がありますが、その他の兼職先と当社との間には、特筆すべき資本・取引関係はありません。
4. 監査委員である取締役中務裕之氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役林正和氏は、平成25年6月18日付で、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)理事長を退任しました。
 取締役米田道生氏は、平成25年6月24日付で、大阪中小企業投資育成(株)社外取締役を退任しました。
 取締役川本裕子氏は、平成25年6月21日付で、伊藤忠商事(株)社外取締役を退任し、また、平成25年6月22日付で、マネックスグループ(株)社外取締役を退任しました。
 取締役中務裕之氏は、平成25年6月18日付で、(株)大阪証券取引所(現(株)大阪取引所)社外監査役を退任しました。
 取締役松尾邦弘氏は、平成25年6月18日付で、(株)東京証券取引所社外監査役を退任しました。
 取締役森本滋氏は、平成25年7月15日付で、(株)大阪証券取引所(現(株)大阪取引所)社外取締役を退任しました。

(2) 執行役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役兼代表執行役グループCEO	齊藤 惇	グループCEO (最高経営責任者)	〔(1) 取締役〕 参照
取締役兼代表執行役グループCOO	米田 道生	グループCOO (最高執行責任者)	〔(1) 取締役〕 参照
専務執行役	鈴木 義伯	CIO (最高情報責任者) IT企画担当	(株)東京証券取引所専務取締役 (株)大阪取引所専務執行役員
常務執行役	宮原 幸一郎	人事担当	
常務執行役	山澤 光太郎	総合企画・広報・IR 担当	(株)大阪取引所取締役常務執行役員
常務執行役	狩野 芳徳	IT企画担当	(株)大阪取引所取締役常務執行役員
常務執行役	岩永 守幸	CFO (最高財務責任者) 財務担当	(株)東京証券取引所常務執行役員 (株)日本証券クリアリング機構取締役 (株)証券保管振替機構社外取締役
執行役	岩崎 範郎	総務担当	(株)東京証券取引所執行役員
執行役	丸山 雅彦	総務担当(大阪駐在)	(株)大阪取引所執行役員

- (注) 専務執行役鈴木義伯氏は、平成25年6月19日付で、(株)東証システムサービス代表取締役社長を退任しました。
 常務執行役宮原幸一郎氏は、平成25年6月18日付で、(株)東京証券取引所常務執行役員を退任しました。
 常務執行役山澤光太郎氏は、平成25年6月25日付で、(株)日本証券クリアリング機構取締役を退任しました。

2. 取締役及び執行役の報酬の内容の決定に関する方針

当社の役員報酬は基本報酬、賞与、自社株報酬で構成され、報酬委員会において決定します。基本報酬は日々の業務遂行や経営への参画の対価として役位・職務内容に応じた額、賞与は単年度の業績向上に対するインセンティブとして、会社業績に応じて決定された賞与総額を各執行役の基本報酬・貢献度に従って配分した額、また、自社株報酬は、中長期の企業価値向上に対するインセンティブとして当社株式の購入に充てるもので、役位・職務内容に応じた額としています。

3. 取締役及び執行役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	10名 (8)	102百万円 (44)
執行役	9	448

- (注) 1. 取締役と執行役の兼務者については、取締役としての報酬は支払っておりません。
 2. 上記支給額には、平成26年4月17日開催の報酬委員会において決議された役員賞与の額1億58百万円を含んでおります。
 3. 当事業年度において、別途、東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）から社外取締役に對し、総額6百万円の役員報酬が支払われております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動内容
取締役	奥田 務	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、また、同期間に開催した報酬委員会2回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	川本 裕子	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、また、同期間に開催した指名委員会3回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	久保利 英明	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、また、同期間に開催した指名委員会3回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	中務 裕之	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、また、同期間に開催した監査委員会12回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	本田 勝彦	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、また、同期間に開催した指名委員会3回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	松尾 邦弘	当事業年度開催の取締役会11回のうち9回に出席し、また、同期間に開催した監査委員会12回のうち10回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	森本 滋	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	チャールズ・デイトマース・レイク二世	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回に出席し、また、同期間に開催した報酬委員会2回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役奥田務氏、川本裕子氏、久保利英明氏、中務裕之氏、本田勝彦氏、松尾邦弘氏、森本滋氏及びチャールズ・デイトマース・レイク二世氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

V 会計監査人に関する事項

1. 名称 有限責任監査法人トーマツ

2. 報酬等の額

有限責任監査法人トーマツに対する報酬等の額

	支払額
① 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	142百万円
② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	82百万円
③ 上記②の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	23百万円

3. 非監査業務内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務報告に係る国際財務報告基準（IFRS）に関する助言・指導業務を委託し、対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の独立性や信頼性その他職務の実施に関する状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の提出議案とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。

5. 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

Ⅵ 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

1. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- ・監査委員会の職務を補助する社員に関する事項を定めるために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- (1) 監査委員会室に所属する社員は、監査委員会の職務を補助するものとし、監査委員会の指揮命令に服する。
- (2) 監査委員会室に所属する社員は、室長1名を含む4名以上とする。

2. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

- ・監査委員会室に所属する社員の独立性を確保するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- (1) 監査委員会室に所属する社員の採用、異動、人事考課、給与及び懲戒については、あらかじめ、監査委員会（監査委員会が特定の監査委員を指名した場合には、当該監査委員）の同意を得るものとする。
- (2) 執行役及び社員は、監査委員会室に所属する社員の業務遂行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することのないよう留意するものとする。

3. 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

- ・監査委員会に対する報告体制を整備するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- (1) 執行役及び社員は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
- (2) 執行役及び社員は、当社、当社の子会社又は関連会社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告しなければならない。

4. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査委員会による監査の実効性を確保するために、社内規則として、次の事項を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- (1) 代表執行役は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員と定期的に会合を持ち、経営方針、当社が対処すべき課題、当社を取り巻く重大なリスク、監査委員会監査の環境整備、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- (2) 執行役及び社員は、監査委員又は監査委員会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査委員又は監査委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

5. 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会規則、執行役員規則、執行役規則、職務権限規則等を制定し、それらに定められた職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う。
- ・コンプライアンス・プログラムを導入し、次の施策を実施する。
 - (1) (株)日本取引所グループ、(株)東京証券取引所、(株)大阪取引所及び日本取引所自主規制法人（以下「日本取引所グループ各社」という。）に属する者が企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値観及び具体的な行動指針を示した日本取引所グループ企業行動憲章や社員の行動規範をはじめ、コンプライアンスに関連した社内規則（情報管理に係るものを含む。）の制定、日本取引所グループ各社での共有及び遵守
 - (2) コンプライアンスに係る社内体制として、コンプライアンス責任者（CEO）、コンプライアンス担当役員（総務担当役員）及びコンプライアンス関連業務事務局（総務部内）を設置
 - (3) 公益通報制度として、当社及び子会社各社が利用可能な「コンプライアンス・ホットライン」を設置し運用
 - (4) 継続的な周知・教育活動として、日本取引所グループ各社の各部署のコンプライアンス担当者との連絡会議の開催やインターネットを利用したコンプライアンス関連の情報配信、e-ラーニングによる研修の実施
- ・反社会的勢力の排除に向けて、日本取引所グループ企業行動憲章に基づき、次のとおり毅然たる対応を行う。
 - (1) 市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には断固とした姿勢で臨み、一切の関係遮断に努める。
 - (2) 反社会的勢力による金融商品市場への介入を防止し、健全で公正な市場の構築に努める。
- ・CEO及びCOO直轄の内部監査室を設置して内部監査を実施する。

6. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・日本取引所グループ各社が共有する情報セキュリティ対策基準において、執行役員会議事録をはじめとした執行役の職務の執行に係る文書の保管等の取扱いについて規定し、適切に運用する。

7. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・社内規則において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、取締役、執行役及び社員それぞれが自己の職務分掌及び権限に応じ、責任を持ってリスク管理を行うとの認識の下で業務を行うことを基本とする。
- ・日本取引所グループ各社が共有するリスク管理委員会規則を制定し、日本取引所グループ各社のリスクに関して、未然防止の観点からリスク事象の認識と適切な対応策の整備、運用を行うとともに、リスクが顕在化した場合又はそのおそれが生じた場合にはCEOを委員長とするリスク管理委員会が「状況の総括的な把握」「事態の早期解決のための対応」等を行う。
- ・特に、市場利用者が安心して取引できる機会を安定的に提供することが市場開設者としての日本取引所グループ各社の責務の根幹であることを強く認識し、システムの安定的稼働に係るリスクについては、その開発及び運用体制において、開発手法の標準化や十分な稼働確認テストの実施、詳細な運用マニュアルの整備とその遵守、更には専門部署の設置による開発及び運用業務に係る品質管理の徹底など、必要十分な対応を図る。
そのうえで、万一の天災地変やテロ行為等により市場開設に係る業務の継続が困難となる状況については、特に日本取引所グループ各社が共有する「事業継続基本計画書」を策定し、関係者に対する影響を最小化し、一刻も早い業務の再開を行うために必要な体制、手順等を予め定めておくことにより、適切な対応を図る。

- ・また、市場開設者である日本取引所グループ各社にとっての自主規制機能の重要性及び社会一般からの日本取引所グループ各社の自主規制機能に対する期待の大きさに鑑み、自主規制機能の適切な発揮に係るリスク（自主規制業務の遂行が不適切であった場合のレピュテーションリスクをはじめとした各種リスクをいう。）については、自主規制業務の独立性確保のための組織上の措置をはじめ、公正性確保のための施策を講じるとともに、積極的に経営資源を投入のうえ、詳細な業務マニュアルの整備とその遵守、教育研修の充実等による自主規制業務の質的向上を追求することにより、万全の対応を図る。

8. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・日本取引所グループ各社が社内規則において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制による業務の専門化・高度化を図る。また、そうした体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できるとし意思決定手続きの機動性向上を図る。
- ・当社、子会社及び関連会社から成る関係会社全体を網羅する中期経営計画及び年度予算を策定する。それらについては、経営層からのトップダウンと事業部門等からのボトムアップを適切に組み合わせながら編成するとともに、適切な進捗管理等を実施することを通じて職務執行の効率化を図る。

9. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社及び子会社のそれぞれが自律的に業務の適正を確保するための体制を整備することを基本としつつ、そのうえで当社が適切な子会社管理及び支援等を行うことにより、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正の確保を図る。
- ・子会社それぞれにおいて、社内規則において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行うとともに、社員の行動規範を制定し、適切に運用する。
- ・当社は、経営管理契約及び関係会社管理規則に基づく各種報告の受領及び定性情報のモニタリング等を実施するとともに、子会社に対し、必要に応じてリスク管理及びコンプライアンスに関する事項について助言等を行う。
- ・子会社の役員及び社員も、公益通報制度として当社が設置する「コンプライアンス・ホットライン」を利用できることとする。
- ・子会社それぞれにおいて、各社の業務内容や規模に応じ、子会社自らが内部監査を実施し又は当社の内部監査室が子会社の内部監査を実施する。

Ⅶ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、取引所としての競争力強化と自主規制機能の向上のためのシステム開発や清算機関としてのリスクへの備えを目的とした内部留保の重要性に留意しつつ、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本とし、具体的には、配当性向を40%程度とすることを目標とします。

なお、当社は、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」旨定款に定めております。

Ⅷ 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針や買収防衛策については、特に定めておりません。

ただし、当社株式等の一定数以上の取得・保有については、次のような法律による規制があります。

ご参考 ▶ 関係条文抜粋

① 金融商品取引法第103条の2第1項

何人も、株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の二十（その財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五。以下この章において「保有基準割合」という。）以上の数の議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この章において「対象議決権」という。）を取得し、又は保有してはならない。ただし、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、商品取引所又は商品取引所持株会社が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

② 金融商品取引法第106条の14第1項

何人も、金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有してはならない。ただし、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所又は商品取引所が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

③ 金融商品取引法第106条の17第1項

地方公共団体等は、第百六条の十四第一項の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けて、金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し、又は保有することができる。

○ 本事業報告中の記載数字は、金額及び株数については表示単位未満を切捨て、比率その他については、四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	1,231,231
現金及び預金	103,813
営業未収入金	8,995
有価証券	802
仕掛品	61
繰延税金資産	2,168
売買・取引証拠金特定資産	913,437
清算基金特定資産	188,734
決済促進担保金特定資産	10,500
その他	2,729
貸倒引当金	△12
固定資産	172,482
有形固定資産	7,066
建物及び構築物	1,419
土地	1,297
建設仮勘定	26
その他	4,322
無形固定資産	87,810
のれん	63,932
その他	23,878
投資その他の資産	77,605
投資有価証券	37,344
長期貸付金	29
繰延税金資産	3,006
退職給付に係る資産	2,914
信認金特定資産	522
違約損失積立金特定資産	27,948
その他	5,977
貸倒引当金	△138
資産合計	1,403,713

科目	金額
負債の部	
流動負債	1,178,274
営業未払金	2,994
短期借入金	32,500
未払法人税等	17,600
賞与引当金	1,420
役員賞与引当金	366
預り売買・取引証拠金	913,437
預り清算基金	188,734
預り決済促進担保金	10,500
預り取引参加者保証金	4,783
その他	5,937
固定負債	23,420
長期借入金	10,000
繰延税金負債	4,448
退職給付に係る負債	7,465
預り信認金	522
その他	983
負債合計	1,201,694
純資産の部	
株主資本	188,485
資本金	11,500
資本剰余金	59,726
利益剰余金	117,264
自己株式	△5
その他の包括利益累計額	7,857
その他有価証券評価差額金	8,006
退職給付に係る調整累計額	△149
少数株主持分	5,675
純資産合計	202,018
負債純資産合計	1,403,713

連結損益計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		116,251
取引参加料金	54,155	
上場関係収入	12,308	
情報関係収入	16,116	
証券決済関係収入	20,334	
その他	13,336	
営業費用		65,131
営業利益		51,120
営業外収益		1,786
受取利息	248	
受取配当金	1,275	
持分法による投資利益	55	
その他	206	
営業外費用		105
支払利息	81	
株式交付費	14	
その他	8	
経常利益		52,801
特別損失		1,497
減損損失	1,203	
割増退職金	203	
その他	89	
税金等調整前当期純利益		51,304
法人税、住民税及び事業税	22,357	
法人税等調整額	△1,125	
少数株主損益調整前当期純利益		30,072
少数株主利益	236	
当期純利益		29,835

連結株主資本等変動計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	11,500	59,726	96,213	－	167,440
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△8,785		△8,785
当 期 純 利 益			29,835		29,835
自 己 株 式 の 取 得				△5	△5
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)					－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	21,050	△5	21,045
当 期 末 残 高	11,500	59,726	117,264	△5	188,485

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	9,088	－	9,088	2,548	179,077
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			－		△8,785
当 期 純 利 益			－		29,835
自 己 株 式 の 取 得			－		△5
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	△1,082	△149	△1,231	3,127	1,896
当 期 変 動 額 合 計	△1,082	△149	△1,231	3,127	22,941
当 期 末 残 高	8,006	△149	7,857	5,675	202,018

【提供書面】

連結計算書類

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社

連結子会社名：(株)東京証券取引所、(株)大阪取引所、東京証券取引所自主規制法人、(株)日本証券クリアリング機構、
(株)東証システムサービス

このうち、(株)大阪取引所については、当連結会計年度において(株)大阪証券取引所より商号を変更しております。

また、東京証券取引所自主規制法人は、平成26年4月1日付で日本取引所自主規制法人に名称を変更しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 3社

会社名：(株)証券保管振替機構、(株)ICJ、(株)東証コンピュータシステム

(株)日本国債清算機関については、連結子会社である(株)日本証券クリアリング機構との株式交換により、平成25年9月30日を効力発生日として連結子会社となり、両社は、平成25年10月1日を効力発生日として、(株)日本証券クリアリング機構を吸収合併存続会社、(株)日本国債清算機関を吸収合併消滅会社とした合併を行いました。

取引の概要については、「Ⅵ. 企業結合に関する注記」に記載しております。

(2) 持分法を適用していない関連会社

排出量取引所設立準備(株)は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの：決算期末日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法

②たな卸資産

仕掛品：個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。

②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

取締役、理事、執行役員及び執行役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場により円換算しております。なお、その他有価証券は決算期末日前1ヶ月の平均為替相場により円換算しております。

② 債務引受に係る会計処理

金融商品債務引受業及び金融商品取引法第156条の6第1項の業務により引き受ける債務及び取得する債権の会計処理は、当該債務及び債権の決済時に処理する方法によっております。

③ 退職給付の会計処理

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

b. 数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法

会計基準変更時差異は、一定年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生日以後、投資効果の発現する期間等（20年）で均等償却しております。

4. 会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（ただし、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産）として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産が2,914百万円計上され、退職給付に係る負債が7,465百万円計上されるとともに、その他の包括利益累計額が149百万円減少しております。なお、1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

5. 表示方法の変更

(1) 過剰金の表示方法の変更

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「過剰金」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めることとしました。

(2) 株式交付費の表示方法の変更

前連結会計年度において「営業外費用」の「その他」に含めておりました「株式交付費」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

6. 会計上の見積りの変更

当社の連結子会社である㈱大阪取引所は、システムの移行を決定したことに伴い当初より利用期間が短くなった固定資産について、当連結会計年度において耐用年数の見直しを行っております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ695百万円減少しております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 19,295百万円

2. 保証債務

従業員の金融機関からの住宅取得借入に対する債務保証 2,528百万円

3. 係争事件

平成17年12月8日に発生したみずほ証券(株)によるジェイコム(株)株式の誤発注事件に関して、みずほ証券(株)から提起されておりました、当社の連結子会社である㈱東京証券取引所に対する41,578百万円の損害賠償請求事件について、平成25年7月24日、東京高等裁判所より、同社に賠償金(10,712百万円及び遅延損害金)の支払を命ずる第一審判決の一部を変更するとともに、同判決に基づく強制執行を免れるために同社が支払った13,213百万円と本判決による認容額12,870百万円との差額342百万円を同社に返還することをみずほ証券(株)に命ずる旨の控訴審判決が言い渡されました。

当判決を不服として、最高裁判所に対し、みずほ証券(株)が上告の提起及び上告受理の申立てを、㈱東京証券取引所が附帯上告の提起及び附帯上告受理の申立てを行っており、現在係争中であります。

4. 証券取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債

当社の連結子会社である㈱東京証券取引所、㈱大阪取引所及び㈱日本証券クリアリング機構(以下、「当取引所等」といいます。)は、市場における証券取引の安全性を確保するため、金融商品取引法及び当取引所等の関連規則に基づき清算預託金等の諸制度を設けております。㈱日本証券クリアリング機構は、金融商品取引清算機関として、各清算参加者の有価証券の売買等により発生する債務の引受及び債権の取得等を行うことから、決済終了までにおける清算参加者の債務不履行により被るリスクを担保するため、金融商品取引法等に基づき各清算参加者から清算預託金等の預託を受けております。また、㈱東京証券取引所及び㈱大阪取引所は、取引参加者の債務不履行により有価証券売買等の委託者等が被るリ

スクを担保するため、金融商品取引法等に基づき各取引参加者から信認金の預託を受けております。いずれも預託される資産は、金銭又は代用有価証券（当取引所等の規則で認められたものに限る。）で、当取引所等の資産とは分別して管理を行っており、このうち金銭については、それぞれの預託目的を示した科目で資産及び負債に区分掲記しております。

なお、代用有価証券の当連結会計年度末日現在の時価は次のとおりであります。

①売買証拠金代用有価証券	－百万円
②取引証拠金代用有価証券	2,159,311百万円
③清算基金代用有価証券	580,169百万円
④決済促進担保金代用有価証券	79,710百万円
⑤信認金代用有価証券	1,435百万円

また、(株)東京証券取引所及び(株)大阪取引所は取引参加者の債務不履行により両社が被るリスクを担保するため、両社の関連規則に基づき各取引参加者から取引参加者保証金の預託を受けております。預託される資産は、金銭又は代用有価証券（両社の規則で認められたものに限る。）で、このうち金銭については、資産について現金及び預金勘定に、負債について預り取引参加者保証金勘定に計上しております。なお、代用有価証券の当連結会計年度末日現在の時価は、2,097百万円であります。

この他、当社グループは、清算業務に関して(株)日本証券クリアリング機構が被った損失を補填するための積立金を有しており、資産勘定には、違約損失積立金特定資産として計上しております。

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数 普通株式 274,534,550株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年5月14日取締役会	普通株式	4,392	80.00	平成25年3月31日	平成25年5月29日
平成25年10月23日取締役会	普通株式	4,392	(注) 80.00	平成25年9月30日	平成25年12月2日

(注) 1株当たり配当額については、基準日が平成25年9月30日であるため、平成25年10月1日付の株式分割を考慮しておりません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの（予定）

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年5月13日取締役会	普通株式	7,412	利益剰余金	27.00	平成26年3月31日	平成26年5月28日

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品に限定しており、また、投資などに必要な資金は借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である営業未収入金は顧客である取引参加者等の信用リスクに晒されていますが、当社グループの規則に基づき、財務状況の継続的なモニタリング等を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、資金運用を目的に保有する国債や業務提携等に関連して保有する株式等であります。市場価格により変動する株式の時価等については、定期的に取り締役に報告しております。

売買・取引証拠金、清算基金、決済促進担保金、信認金、取引参加者保証金及び違約損失積立金は、証券取引の安全性を確保するための諸制度に基づく資産及び負債であります（当該資産及び負債については、「Ⅱ. 連結貸借対照表に関する注記 4. 証券取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債」をご参照ください。）。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	103,813	103,813	-
(2) 営業未収入金	8,995	8,995	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	2,082	2,101	19
②その他有価証券	29,152	29,152	-
(4) 売買・取引証拠金特定資産	913,437	913,437	-
(5) 清算基金特定資産	188,734	188,734	-
(6) 決済促進担保金特定資産	10,500	10,500	-
(7) 信認金特定資産	522	522	-
(8) 違約損失積立金特定資産	27,948	27,948	-
資産計	1,285,187	1,285,206	19
(9) 預り売買・取引証拠金	(913,437)	(913,437)	-
(10) 預り清算基金	(188,734)	(188,734)	-
(11) 預り決済促進担保金	(10,500)	(10,500)	-
(12) 預り取引参加者保証金	(4,783)	(4,783)	-
負債計	(1,117,455)	(1,117,455)	-

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金及び(2) 営業未収入金

預金及び営業未収入金はすべて短期であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

時価は、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会の売買参考統計値によっております。

また、満期保有目的の債券の連結貸借対照表計上額と時価との差額及びその他有価証券の取得原価と連結貸借対照表計上額との差額は以下のとおりです。

① 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債・地方債等	2,082	2,101	19
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債・地方債等	—	—	—
合計		2,082	2,101	19

② その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	16,712	29,152	12,440
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
合計		16,712	29,152	12,440

(4) ～(12) の証券取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債

時価は帳簿価額によっております。

(13) デリバティブ取引

該当事項はありません。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額6,912百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券②その他有価証券」には含めておりません。

また、預り信託金（連結貸借対照表計上額522百万円）についても同様の理由から、金融商品の時価等に関する事項を開示しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内
現金及び預金	103,813	—	—
営業未収入金	8,995	—	—
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券（国債・地方債等）	800	768	500
合計	113,609	768	500

V. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 715円19銭
- 1株当たり当期純利益 108円68銭

(注) 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。そのため、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

VI. 企業結合に関する注記

1. 取得による企業結合（株式取得及び株式交換）

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 (株)日本国債清算機関

事業の内容 国債証券を対象とする金融商品債務引受業等

② 企業結合を行った主な理由

業務面、システム面での効率化を含む一層の清算態勢の強化による市場の利便性、効率性及び安全性の向上を図ることにより、我が国金融・資本市場の国際競争力の強化に資することを目的としております。

③ 企業結合日

平成25年9月30日

④ 企業結合の法的形式

株式取得及び(株)日本証券クリアリング機構を株式交換完全親会社とし、(株)日本国債清算機関を株式交換完全子会社とする株式交換

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑥ 取得した議決権比率

株式取得及び株式交換直前に所有していた議決権比率 35.63%

株式取得及び株式交換により追加取得した議決権比率 64.37%

取得後の議決権比率 100.00%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

(株)日本証券クリアリング機構が、(株)日本国債清算機関の議決権の100%を保有し、完全子会社化したためであります。

⑧ その他取引の概要に関する事項

平成25年10月1日付で、(株)日本証券クリアリング機構を吸収合併存続会社、(株)日本国債清算機関を吸収合併消滅会社とする吸収合併が実施されており、(株)日本国債清算機関は消滅しております。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

平成25年4月1日から平成25年9月30日まで

ただし、上記の期間につき持分法を適用しているため、持分法による投資利益に計上されております。

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	484百万円
	企業結合日に交付した(株)日本証券クリアリング機構のD種類株式	2,904百万円
取得原価		3,388百万円

(4) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

① 株式の種類別の交換比率

(株)日本証券クリアリング機構のD種類株式1株：(株)日本国債清算機関の普通株式0.11704株

② 株式交換比率の算定方法

(株)日本証券クリアリング機構のD種類株式及び(株)日本国債清算機関の普通株式の価値については、両社が非上場会社であることから、それぞれの1株当たり純資産額を基に算出し、両社にて協議の上、株式交換比率を決定しております。

具体的には、(株)日本証券クリアリング機構のD種類株式の価値を1株当たり500,000円（株式交換効力発生日時点の1株当たり純資産を基に算出）、(株)日本国債清算機関の株式の価値を1株当たり58,222円（平成25年3月期末の1株当たり純資産を基に算出）とし、後者を前者で除して得た値を株式交換比率としております。なお、株式の価値については両社がそれぞれ別個に、独立した第三者機関から評価を得ております。

③ 交付した株式数

5,808株

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 82,463百万円

固定資産 1,150百万円

資産合計 83,614百万円

流動負債 78,328百万円

負債合計 78,328百万円

2. 共通支配下の取引等（合併）

取引の概要及び実施した会計処理の概要

①結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業の名称	（株）日本証券クリアリング機構
事業の内容	金融商品債務引受業等

被結合企業の名称	（株）日本国債清算機関
事業の内容	国債証券を対象とする金融商品債務引受業等

②企業結合日

平成25年10月1日

③企業結合の法的形式

（株）日本証券クリアリング機構を吸収合併存続会社とし、（株）日本国債清算機関を吸収合併消滅会社とする合併

④結合後企業の名称

（株）日本証券クリアリング機構

⑤その他取引の概要に関する事項（取引の目的を含む。）

業務面、システム面での効率化を含む一層の清算態勢の強化による市場の利便性、効率性及び安全性の向上を図ることにより、我が国金融・資本市場の国際競争力の強化に資することを目的としております。

⑥実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

計算書類

貸借対照表 (平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	4,500
現金及び預金	2,668
営業未収入金	0
前払費用	54
繰延税金資産	99
その他	1,677
固定資産	161,455
有形固定資産	23
建物	1
車両運搬具	19
工具、器具及び備品	2
無形固定資産	45
商標権	9
ソフトウェア	24
その他	11
投資その他の資産	161,386
投資有価証券	29,522
関係会社株式	118,273
関係会社出資金	3,000
長期前払費用	0
違約損失積立金特定資産	10,580
その他	10
資産合計	165,956

科目	金額
負債の部	
流動負債	70,267
営業未払金	155
短期借入金	32,500
関係会社短期借入金	37,000
未払金	35
未払費用	118
預り金	13
前受収益	0
賞与引当金	285
役員賞与引当金	158
固定負債	14,466
長期借入金	10,000
繰延税金負債	4,414
その他	52
負債合計	84,734
純資産の部	
株主資本	73,215
資本金	11,500
資本剰余金	23,903
資本準備金	3,000
その他資本剰余金	20,903
利益剰余金	37,817
その他利益剰余金	37,817
別途積立金	5,302
繰越利益剰余金	32,515
自己株式	△5
評価・換算差額等	8,006
その他有価証券評価差額金	8,006
純資産合計	81,221
負債純資産合計	165,956

損益計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		12,248
経営管理料	6,429	
関係会社受取配当金	5,809	
その他	9	
営業費用		5,179
営業利益		7,068
営業外収益		1,480
受取利息	61	
受取配当金	1,322	
その他	96	
営業外費用		104
支払利息	104	
経常利益		8,444
税引前当期純利益		8,444
法人税、住民税及び事業税	1,014	
法人税等調整額	49	
当期純利益		7,380

株主資本等変動計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計		
		資 本 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
当 期 首 残 高	11,500	3,000	20,903	23,903	5,302	33,919	39,222	-	74,625
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当				-		△8,785	△8,785		△8,785
自 己 株 式 の 取 得				-				△5	△5
当 期 純 利 益				-		7,380	7,380		7,380
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				-					-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	△1,404	△1,404	△5	△1,410
当 期 末 残 高	11,500	3,000	20,903	23,903	5,302	32,515	37,817	△5	73,215

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	9,088	9,088	83,714
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		-	△8,785
自 己 株 式 の 取 得		-	△5
当 期 純 利 益		-	7,380
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,082	△1,082	△1,082
当 期 変 動 額 合 計	△1,082	△1,082	△2,492
当 期 末 残 高	8,006	8,006	81,221

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

①子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの：決算期末日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

取締役及び執行役に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、その他有価証券は決算期末日前1ヶ月の平均為替相場により円換算しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 表示方法の変更

助成金収入の表示方法の変更

前事業年度において、独立掲記しておりました「助成金収入」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当事業年度より「その他」に含めることとしました。

II. 貸借対照表に関する注記	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	58百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	0百万円
短期金銭債務	79百万円
3. 損失補償等	
当社は、清算業務に関して㈱日本証券クリアリング機構が被った損失を補填するための積立金として、違約損失積立金特定資産を資産勘定に計上しております。	
III. 損益計算書に関する注記	
関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	12,238百万円
営業費用	3,307百万円
営業取引以外の取引による取引高	129百万円
IV. 株主資本等変動計算書に関する注記	
当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	2,655株
V. 税効果会計に関する注記	
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
賞与引当金	101百万円
子会社株式評価損	252百万円
その他	40百万円
繰延税金資産小計	394百万円
評価性引当額	△252百万円
繰延税金資産合計	142百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△4,433百万円
その他	△23百万円
繰延税金負債合計	△4,457百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△4,315百万円
繰延税金資産（負債）の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。	
流動資産－繰延税金資産	99百万円
固定負債－繰延税金負債	4,414百万円

VI. 関連当事者との取引に関する注記
子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	(株)東京証券取引所	(所有) 直接 100.0%	経営管理 社員の出向 資金の借入 役員の兼任	経営管理料の受取 (注1)	3,696	-	-
				出向負担金の支払 (注2)	1,878	未払費用	35
				資金の借入	28,000	関係会社 短期借入金	28,000
				利息の支払 (注3)	19	未払費用	19
	(株)大阪取引所	(所有) 直接 100.0%	経営管理 社員の出向 資金の借入 役員の兼任	経営管理料の受取 (注1)	1,491	-	-
				経営管理料の受取 (注1)	1,242	-	-
				出向負担金の支払 (注2)	605	-	-
				資金の借入	9,000	関係会社 短期借入金	9,000

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 経営管理料については、グループ会社の経営管理に係る費用を勘案して決定しております。

(注2) 出向負担金の支払額については、当社への出向者の人件費を勘案して決定しております。

(注3) 資金の借入利率については、市場金利等を勘案して決定しております。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

295円86銭

2. 1株当たり当期純利益

26円88銭

(注) 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。そのため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

■ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社 日本取引所グループ
取締役会御中

平成26年5月7日

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮坂 泰行 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝田 雅也 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤本 貴子 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本取引所グループの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本取引所グループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

Ⅱ. 連結貸借対照表に関する注記3. 係争事件に記載されているとおり、会社の連結子会社である株式会社東京証券取引所は、みずほ証券株式会社よりジェイコム株式会社株式の誤発注事件に関する損害賠償請求訴訟の提起を受けており、現在係争中である。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

■ 計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社 日本取引所グループ
取締役会御中

平成26年5月7日

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮坂 泰行 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝田 雅也 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤本 貴子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本取引所グループの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

■ 監査委員会の監査報告

監査報告書

当監査委員会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第13期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について監視及び検証し、かつ、監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧するなど、監査委員会が定めた監査委員会監査規則に準拠して、業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月9日

株式会社日本取引所グループ 監査委員会

監査委員 松尾 邦 弘 ㊟

監査委員(常勤) 広瀬 雅 行 ㊟

監査委員 中務 裕 之 ㊟

(注) 監査委員松尾邦弘及び中務裕之は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

